

平成 2 8 年度第 3 回

大阪府都市計画審議会資料



## 平成28年度第3回 大阪府都市計画審議会

### 資 料 目 次

議案番号	案 件 名	ページ
414	北部大阪都市計画都市再開発の方針の変更	1
415	東部大阪都市計画防災街区の整備の方針の変更	5
416	南部大阪都市計画区域区分の変更	9
417	北部大阪都市計画道路の変更	13
418	北部大阪都市計画都市高速鉄道の変更	17
419	南部大阪都市計画緑地の変更	23
420	大阪都市計画河川の変更	27
421	産業廃棄物処理施設の敷地の位置(枚方市)	33



北部大阪都市計画都市再開発の方針の変更（大阪府決定）

1. 変更の概要

対象市町村名	変更の概要
豊中市	○「特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区」 ・新千里東町近隣センター地区を追加する。

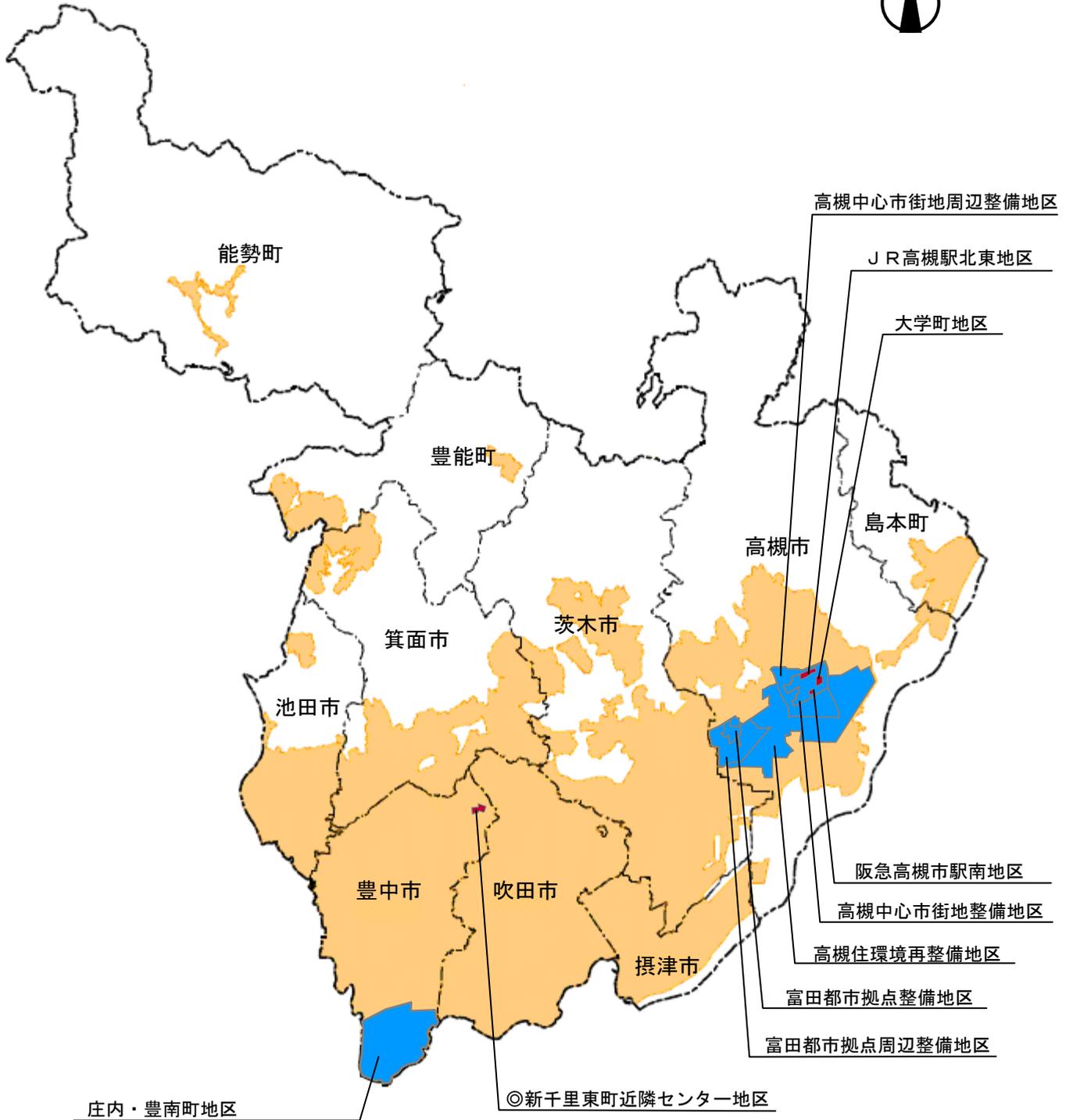
2. 変更理由

都市再開発法第2条の3第2項の規定による都市再開発の方針について、再開発の整備の進捗等にあわせて、「特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区」を追加するとともに、当該地区の整備又は開発の計画の概要を定めるものである。

別表2  
計画的な再開発が必要な市街地のうち特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区

番号	地区名	地区面積	市町村名	地区の再開発、整備等の主たる目標	用途、密度に関する基本的方針、その他の土地利用計画の概要	建築物の更新の方針	都市施設及び地区施設の整備の方針	再開発の推進のために必要な公共及び民間の役割、再開発の促進のための条件整備等の措置	概ね5年以内に実施予定の主要な面的整備事業又は住宅整備事業の計画概要	概ね5年以内に決定(変更)予定の主要な都市計画に関する事項	その他必要に応じて定める事項
203-2-1	新千里東町近隣センター地区	約1.7ha	豊中市	周辺居住地の日常生活に必要なサービス機能を提供する地域拠点として機能の更新及び充実にを図る。	日常生活に必要な購買施設、生活利便施設、交流施設の更新に加え、周辺環境の変化に対応した機能の充実を図るとともに、住宅機能の拡充を図り、地域のサービス拠点としての機能集積と高度化を図る。	街区を区分して、機能に応じて建築物を設けるとともに、建築物の用途、壁面の位置の制限、高さ、緑化率や容積率等を都市計画で規定し、土地利用の合理的かつ健全な高度利用を図りながら、周辺環境と調和した施設整備を図る。	既存道路の歩道、主として歩行の用に供する空地整備及び区画道路の整備を図る	市街地再開発事業	市街地再開発事業 地区計画 用途地域 防火地域及び準防火地域		
207-1-1	阪急高槻市駅南地区	約2.1ha	高槻市	ターミナルとしての総合的な都市機能を更新するとともに、親しみやすい都市・生活センターづくりを図る。	飲食、娯楽、文化品店など現在の権利者のための施設、ターミナル機能を高めるための施設及び生活センターとしての地区の機能を高めるための施設の充実を図るとともに、交通結節点にふさわしい新しい機能を導入するほか、都心居住促進のための住宅建設を図る。	街区を共同化し、商業・業務、レジャー・住宅棟からなる施設建築物に再編成する。城下町・高槻のイメージにあった個性ある景観形成に配慮する。	都市計画道路北園西冠線、駅前広場、駐車場、駐輪場等都市施設の整備を図るとともに、区画街路等の地区施設の整備も図る。	市街地再開発事業	市街地再開発事業 高度利用地区		
207-1-2	JR高槻駅北東地区	約9.3ha	高槻市	大規模工場跡地の土地利用転換により、高槻の玄関口にふさわしい多機能な都市拠点の形成を図る。	鉄道駅前の立地特性を活かし、商業、業務、居住、文教、福祉など都市機能の集積と高度化を図り、環境に配慮した、賑わいのある、都市空間の創出を図る。	建築物の形態、色彩、意匠、壁面の位置の制限、高さや緑化等を都市計画で規定するなど、土地利用の合理的かつ健全な高度利用と公的空間の創出により、安全・快適な都市環境の向上を図る。	都市計画道路古曾部天神線、都市計画道路古曾部白梅線、都市公園など都市施設の整備を図るとともに、区画道路や立体横断道路など地区施設の整備を図る。	民間都市再生事業に対する指導・誘導・支援と本事業に関連する関連道路整備の促進を図る。			
207-1-3	大学町地区	約5.8ha	高槻市	大阪医科大学及び付属病院の建替整備により、教育研究・医療施設の整備充実を図る。	大阪医科大学及び付属病院の教育研究・医療・環境機能を充実強化し、市民開放や良好な都市環境の形成に資する施設の建替整備を進め、都市機能の高度化を図る。	建物を高層化及び耐震化し、教育・医療環境の充実を図るとともに、公的空間の確保により、周辺環境への配慮を行う。					

位置図



凡 例	
	計画的な再開発が必要な市街地
	特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区
◎	今回変更する地区
	市街化区域



## 東部大阪都市計画防災街区の整備の方針の変更（大阪府決定）

### 1. 変更の概要

対象市町村名	変更の概要
守口市	○「特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区」 ・ 東部地区を追加する。

### 2. 変更理由

密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第3条第1項の規定による防災街区の整備の方針について、密集市街地の防災に関する機能の確保と土地の合理的かつ健全な利用を図るため、「特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区」を追加するとともに、当該地区の整備又は開発に関する計画の概要を定めるものである。

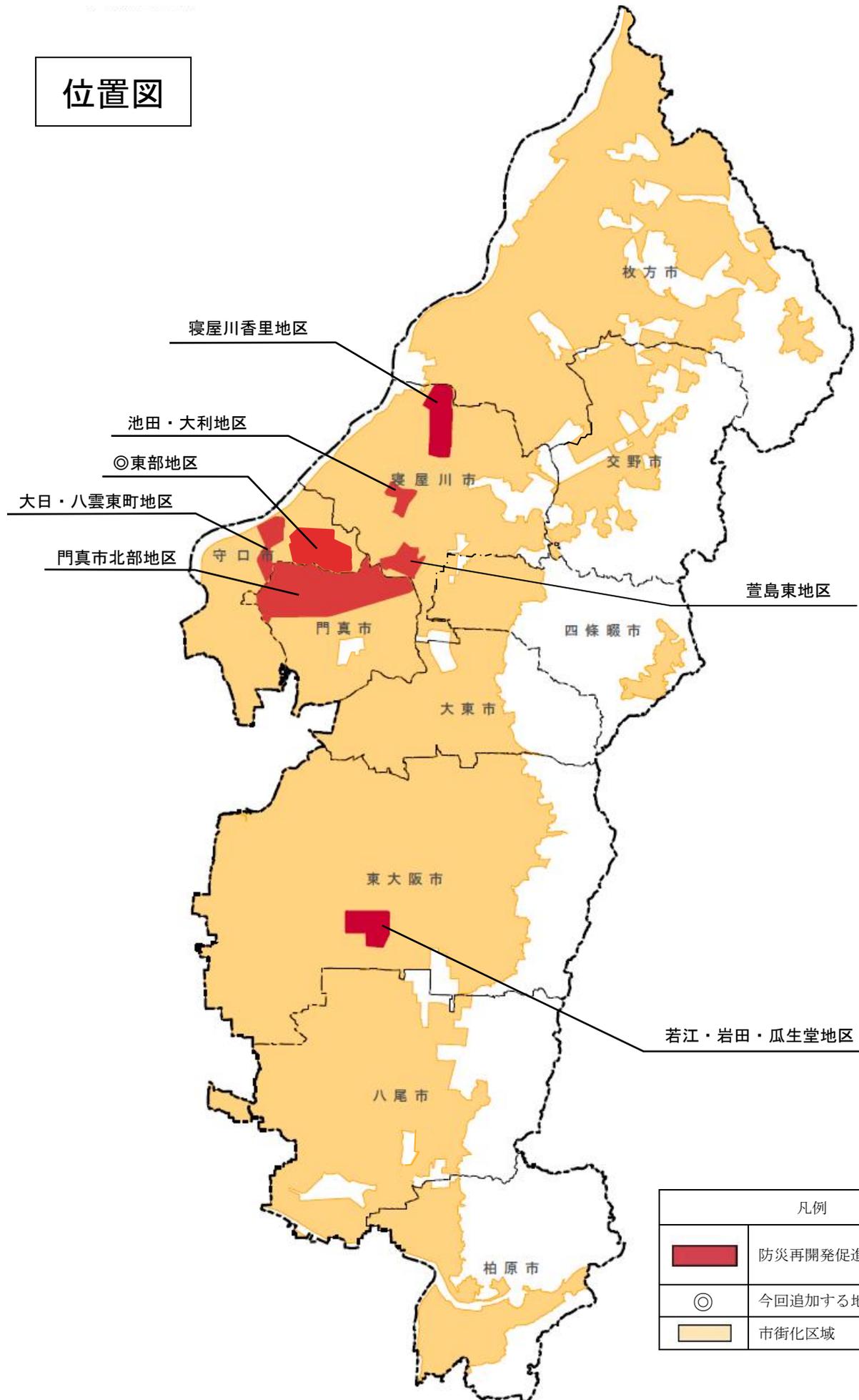
【新旧対照表】

別表 ※下線部が追加箇所

特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区(防災再開発促進地区)

番号	地区名	地区面積	市町村名	地区の再開発、整備等の主たる目標	防災街区に関する基本的方針その他の土地利用計画の概要	建築物更新の方針	都市施設、地区防災施設及び地区施設の整備の方針	再開発の推進のために必要な公共及び民間の役割、再開発の促進のための条件整備等の措置	概ね5年以内に実施予定の主要な面的整備事業又は住宅建設事業の計画概要	概ね5年以内に決定(変更)予定の主要な都市計画に関する事項	その他必要に応じて定める事項
209-1	大日・八雲東町地区	約70ha	守口市	防災上課題のある老朽木造建築物等の建て替えを促進するとともに、公共施設を整備することにより、住環境を向上させ防災街区としての整備を図る。	老朽木造建築物等の建て替えを促進し、併せて主要生活道路等の整備を行い、良質な住宅の供給と良好な住環境の形成を図る。	木造賃貸住宅等の建て替えによる建築物の不燃化、耐震化及び共同化・協調化を促進する。	防災性の向上や生活の利便性を高めるため、主要生活道路や小公園の整備を推進する。		住宅市街地総合整備事業		
209-2	東部地区	約150ha	守口市	<u>防災上課題のある老朽木造建築物等の建て替えを促進するとともに、公共施設を整備することにより、住環境を向上させ防災街区としての整備を図る。</u>	<u>老朽木造建築物等の建て替えを促進し、併せて主要生活道路等の整備を行い、良質な住宅の供給と良好な住環境の形成を図る。</u>	<u>木造賃貸住宅等の建て替えによる建築物の不燃化、耐震化及び共同化・協調化を促進する。</u>	<u>防災性の向上や生活の利便性を高めるため、主要生活道路や小公園の整備を推進する。</u>		住宅市街地総合整備事業		
227-1	若江・岩田・瓜生堂地区	約49ha	東大阪市	防災上課題のある老朽木造建築物等の建て替えを促進するとともに、公共施設等を整備することにより、住環境を向上させ防災街区としての整備を図る。	都市計画道路、主要生活道路の整備及び面的整備事業、建替誘導により、防災街区の整備、住環境の改善及び都市型住宅の供給を図る。	老朽化した木造賃貸住宅等の個別建替・共同・協調建替等の誘導や規制誘導等により建物の不燃化を図る。	都市計画道路東大阪中央線を防災上重要な道路として整備が図れるよう努めるとともに、主要生活道路や公園等の整備を図る。	住宅市街地総合整備事業により、住環境の改善を図る。	住宅市街地総合整備事業		

位置図





南部大阪都市計画区域区分の変更（大阪府決定）

1. 変更内容（新旧対照表）

I 市街化区域及び市街化調整区域の区分

	市街化区域	市街化調整区域	備考
新	約35,264ha	約52,203ha	約2ha市街化区域増
旧	約35,262ha	約52,205ha	

「位置及び区域は位置図及び計画図表示のとおり」

II 人口フレーム

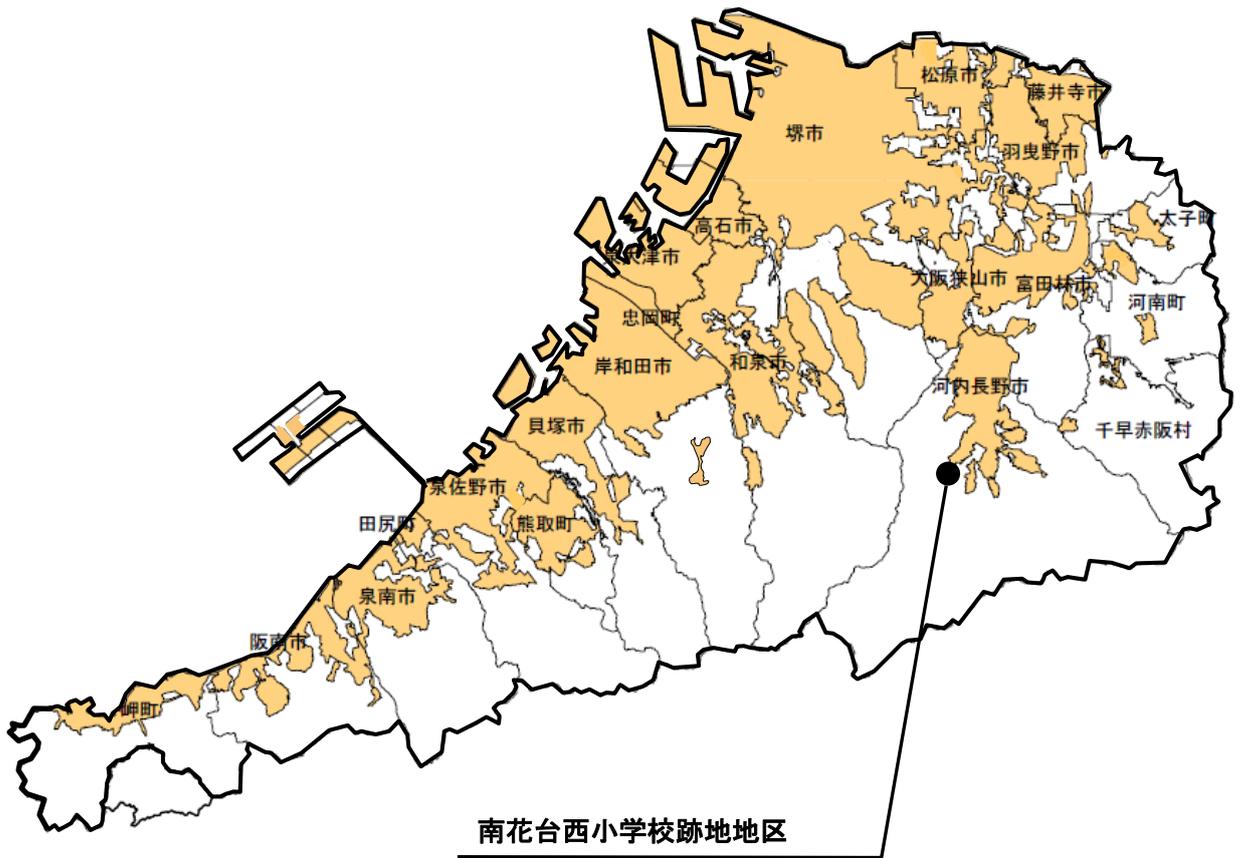
区 分 \ 年 次	平成22年 (基準年次)	平成32年 (目標年次)
都市計画区域内人口	2,400.2千人	2,339.2千人
市街化区域内人口	2,241.8千人	2,185.8千人
配分する人口	—	2,183.6千人
保留する人口	—	2.2千人
特定保留	—	—
一般保留	—	2.2千人

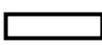
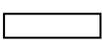
2. 変更理由

地区計画による計画的な市街地整備が確実となったことから、当該地区について、保留人口フレームを解除し、市街化区域に編入する。

# 南部大阪都市計画区域区分の変更

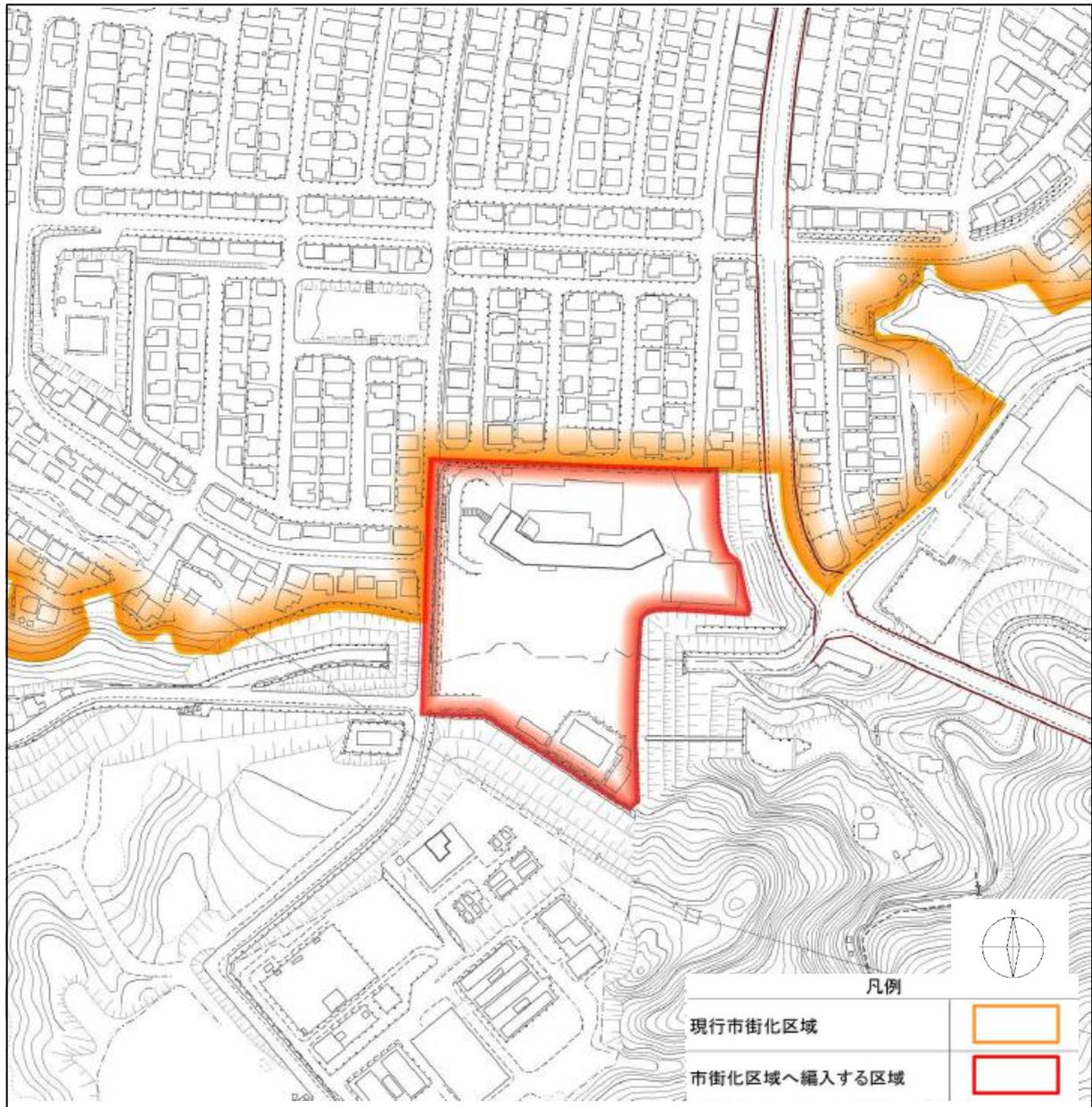
## 位置図



凡 例			
	都市計画区域		市町村界
	市街化区域		区域区分の変更

計 画 図

南花台西小学校跡地地区（河内長野市）





## 北部大阪都市計画道路の変更（大阪府決定）

## 【摂津市域・茨木市域】

## 1. 変更内容

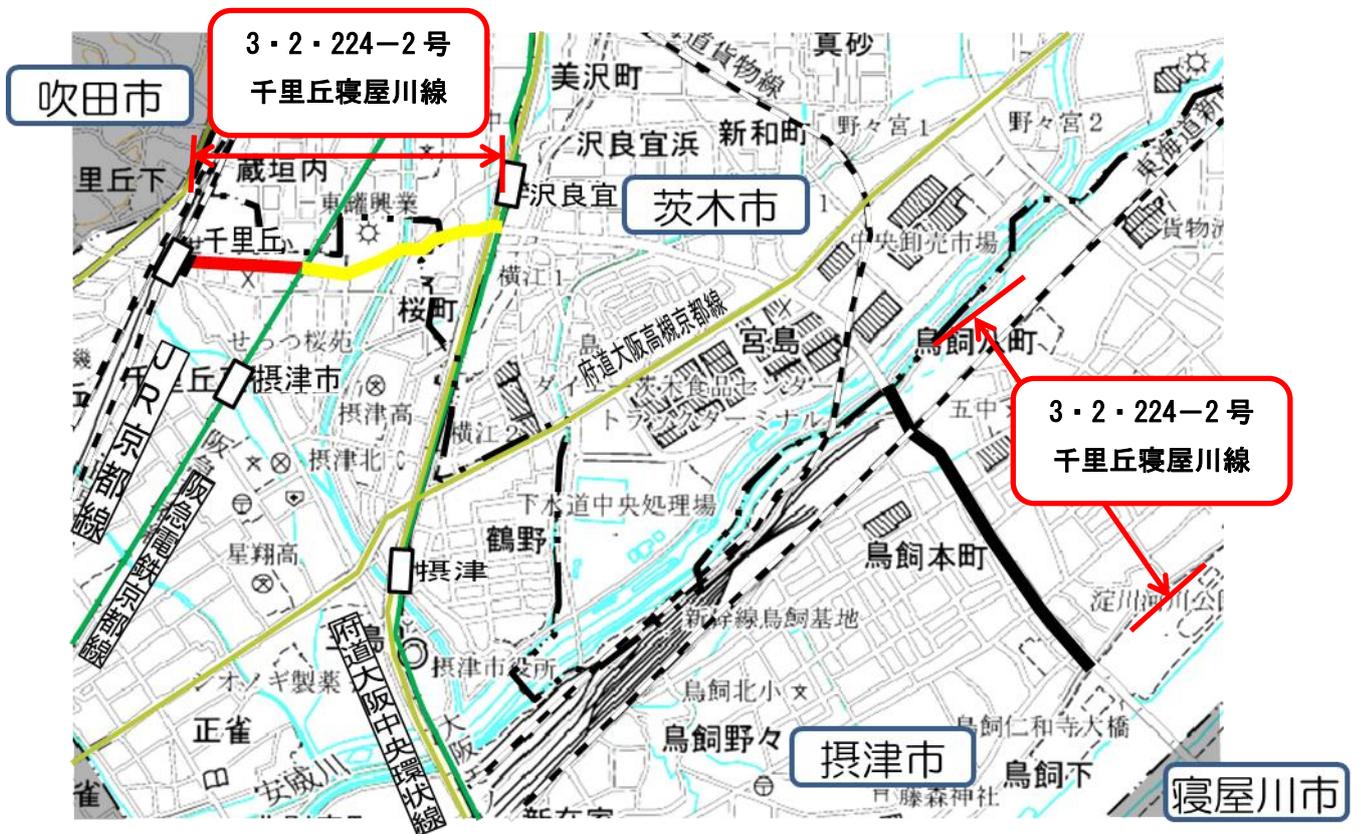
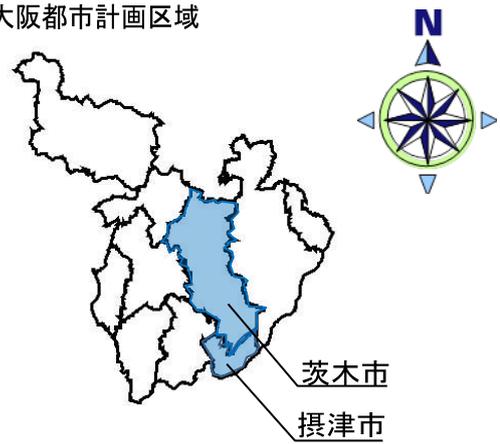
名 称	延 長	幅 員	備 考
3・2・224-2 号 千里丘寝屋川線	約 1,350m	32m	一部区間の廃止による延長の変更 (変更前延長：2,510m)
3・4・224-26 号 千里丘東駅前線	約 450m	16m	車線数、幅員及び名称等の変更 (車線数の変更：4 車線⇒2 車線) (標準幅員：32m⇒16m) (変更前名称：千里丘寝屋川線)

## 2. 変更理由

3・2・224-2 号千里丘寝屋川線について、阪急電鉄京都線の連続立体交差事業に伴い、計画の必要性及び事業の実現性を評価した結果、本案のとおり、一部区間を廃止し、起点及び延長を変更するとともに、一部区間の幅員を変更し、名称を3・4・224-26 号千里丘東駅前線に変更するものである。

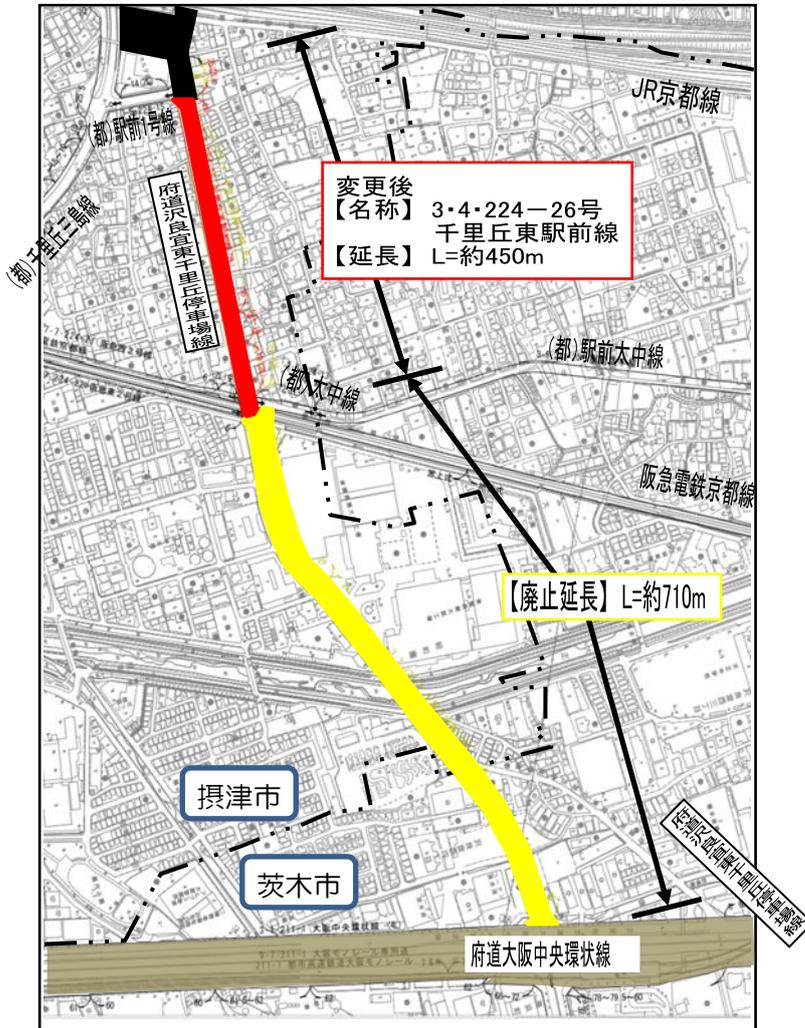
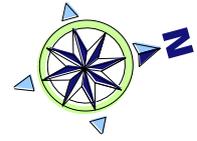
位置図

北部大阪都市計画区域



凡 例	
変更する区域	
廃止する区域	
変更後の区域	

計画図1

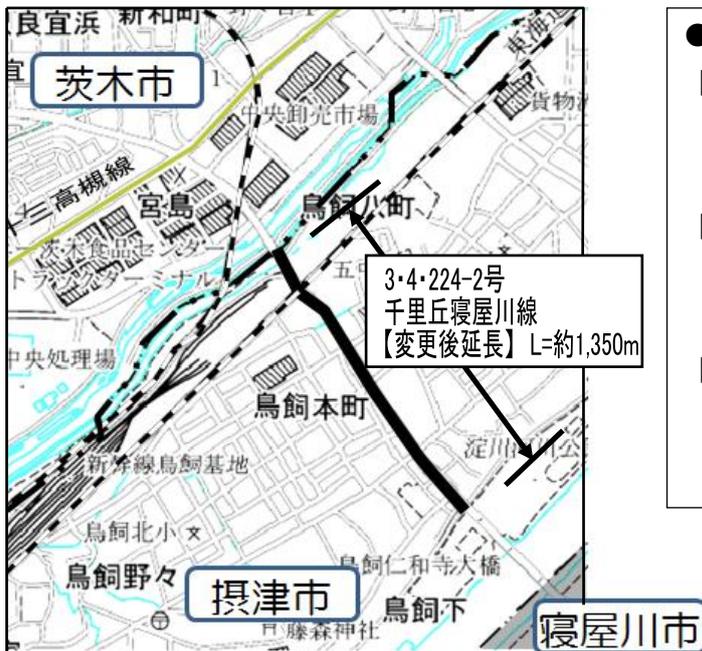


【凡例】

変更区間	<span style="display:inline-block; width:15px; height:10px; background-color:red;"></span>
廃止区間	<span style="display:inline-block; width:15px; height:10px; background-color:yellow;"></span>
変更後区間	<span style="display:inline-block; width:15px; height:10px; background-color:black;"></span>

変更の概要

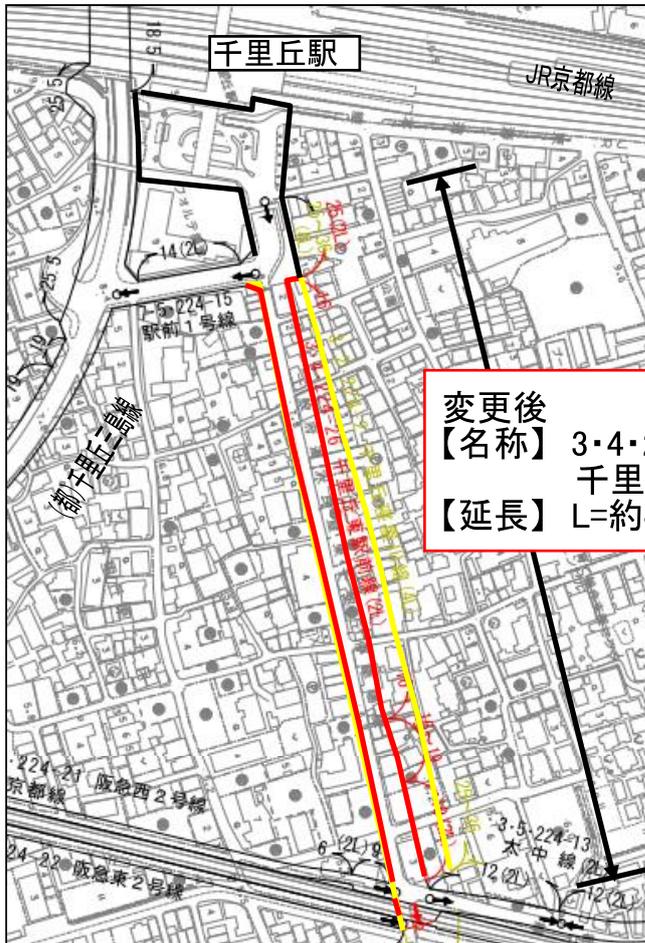
3・4・224-2号 千里丘寝屋川線



- 一部区間の車線数、幅員及び名称等の変更
- 【車線数の変更】
  - 変更前 4車線
  - 変更後 2車線
- 【幅員の変更】(標準幅員)
  - 変更前 W=32m
  - 変更後 W=16m
- 【名称の変更】
  - 変更前 3・2・224-2号 千里丘寝屋川線
  - 変更後 3・4・224-26号 千里丘東駅前線

- 一部区間の廃止
- 【延長の変更】
  - 変更前 L=約2,510m
  - 変更後 L=約1,350m

計画図2



変更後  
【名称】 3・4・224－26号  
千里丘東駅前線  
【延長】 L=約450m

【凡例】  
変更前 ————  
変更後 ————

変更の概要

3・4・224－2号 千里丘寝屋川線

●一部区間の車線数、幅員及び名称等の変更

【車線数の変更】

変更前 4車線

変更後 2車線

【幅員の変更】(標準幅員)

変更前 W=3.2m

変更後 W=1.6m

【名称の変更】

変更前 3・2・224-2号 千里丘寝屋川線

変更後 3・4・224-26号 千里丘東駅前線

北部大阪都市計画都市高速鉄道の変更（大阪府決定）

【摂津市域・茨木市域】

1. 変更内容

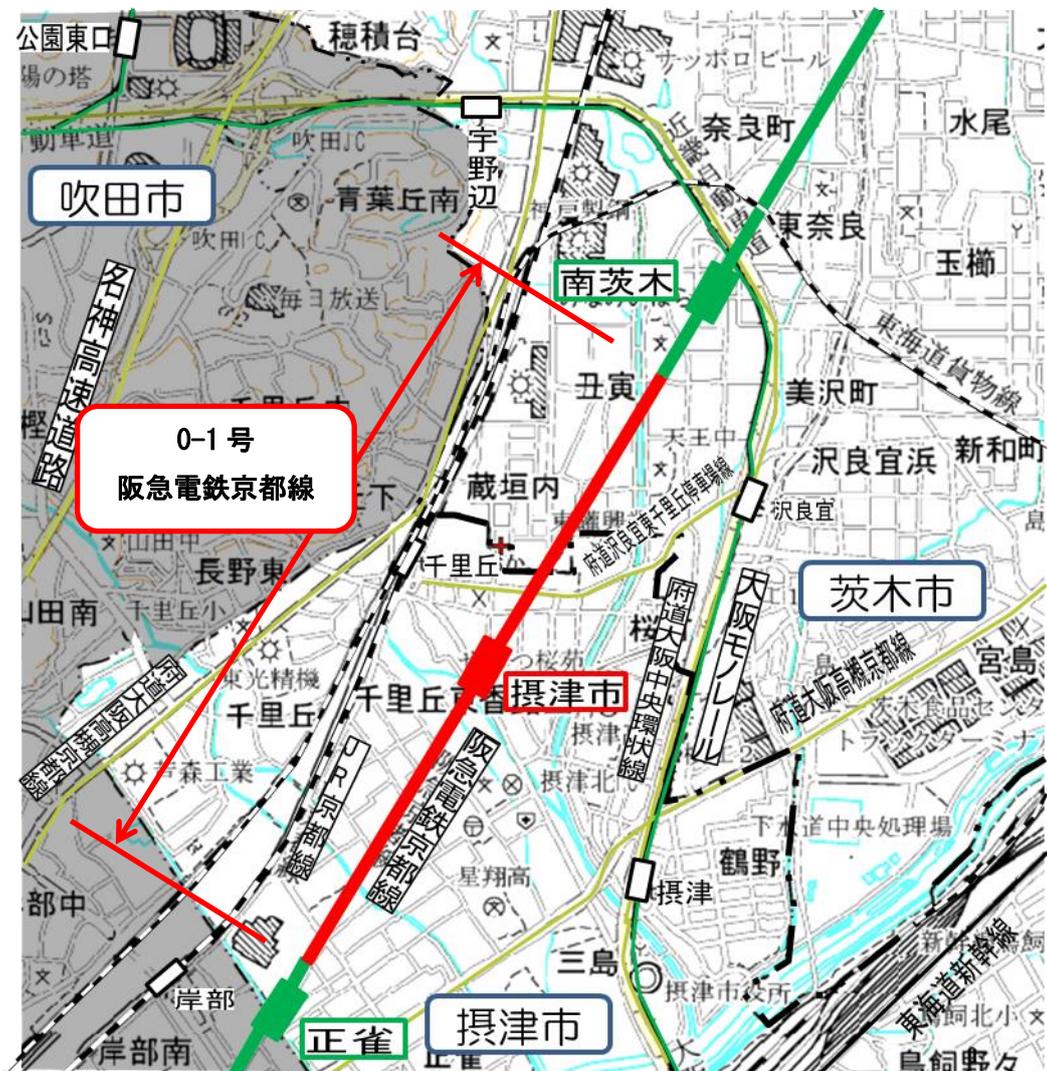
名 称	延 長	備 考
0-1 号 阪急電鉄京都線	約 2,550m	鉄道の高架化

2. 変更理由

現在、鉄道により都市機能が分断されていることから、鉄道の連続立体交差化により、都市交通の円滑化及び合理的な都市機能の形成を図るため、本案のとおり都市計画変更するものである。

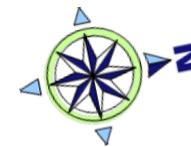
北部大阪都市計画区域

位置図



凡 例  
追加する区域 ——

計画図1



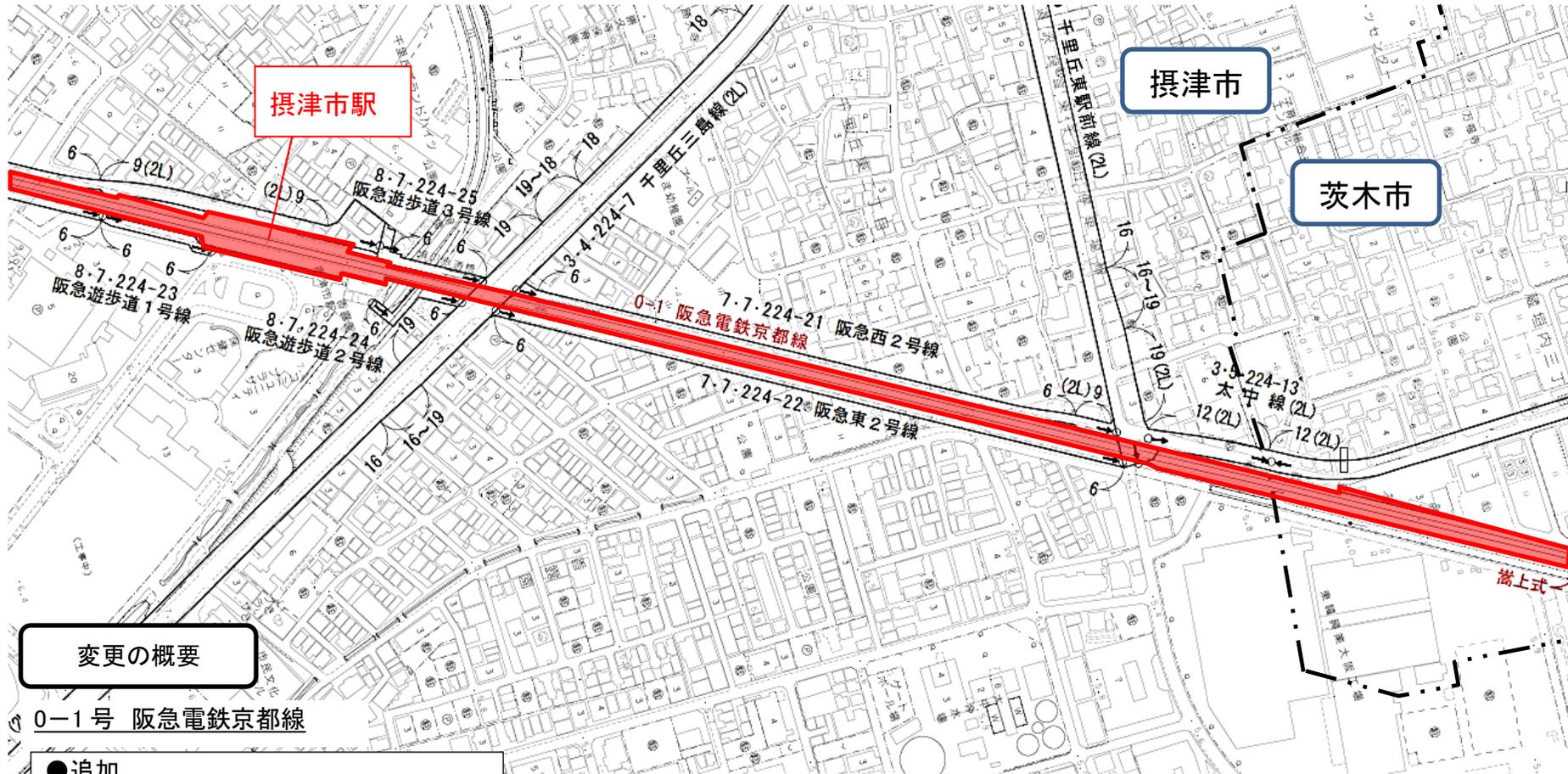
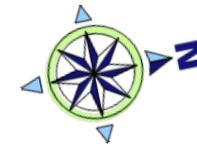
変更の概要

0-1号 阪急電鉄京都線

- 追加
- 【延長】 L=約 2,550m
- 【構造形式】 嵩上式 L=約 1,430m
- 地表式 L=約 1,120m

凡例  
追加する区域

計画図2



変更の概要

0-1号 阪急電鉄京都線

●追加

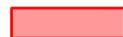
【延長】 L=約 2,550m

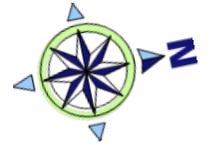
【構造形式】 嵩上式 L=約 1,430m

地表式 L=約 1,120m

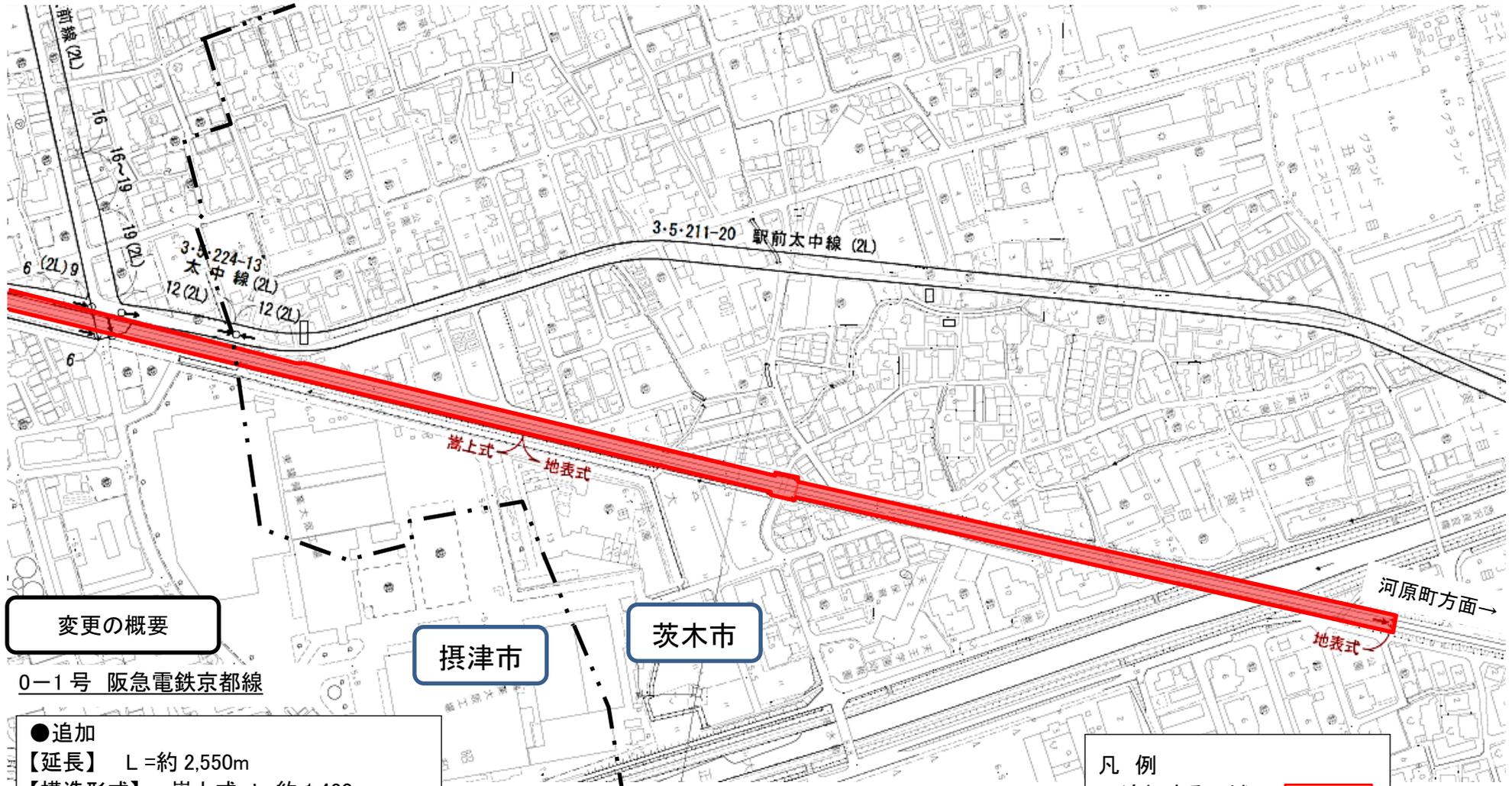
凡例

追加する区域





計画図3



変更の概要

0-1号 阪急電鉄京都線

- 追加
- 【延長】 L=約 2,550m
- 【構造形式】 嵩上式 L=約 1,430m
- 地表式 L=約 1,120m

摂津市

茨木市

凡例

追加する区域



南部大阪都市計画緑地の変更（大阪府決定）

【泉南市域】

1. 変更内容

名 称		位 置	面 積	備 考
番 号	緑 地 名			
0-2	りんくう公園	泉佐野市 りんくう往来北及びりんくう 往来南 各地内  泉南郡田尻町 りんくうポート北及びりんく うポート南 各地内  泉南市 りんくう南浜地内	約 61.2ha  泉佐野市 約 32.4ha  田尻町 約 7.5ha  泉南市 約 21.3ha	区域面積の変更 約 61.2ha →約 61.2ha  泉南市 変更による面積 の増 約 1.2ha 変更による面積 の減 約 1.2ha

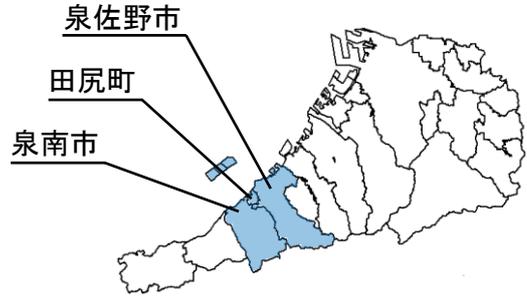
2. 変更理由

南部大阪都市計画緑地第0-2号りんくう公園は、広く府民にレクリエーション及び憩いの場を提供するための緑地として位置づけられているが、緑地の機能向上及び利用増進を図るため、一部区域において都市計画の変更を行うものである。

位置図



南部大阪都市計画区域



【凡例】

廃止する区域	■ (Yellow)
追加する区域	■ (Red)

至 関西国際空港

関西国際空港連絡橋



泉佐野市

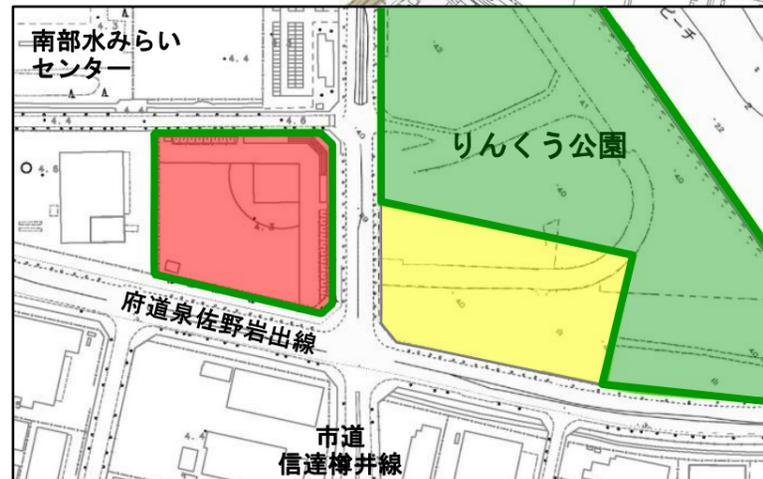
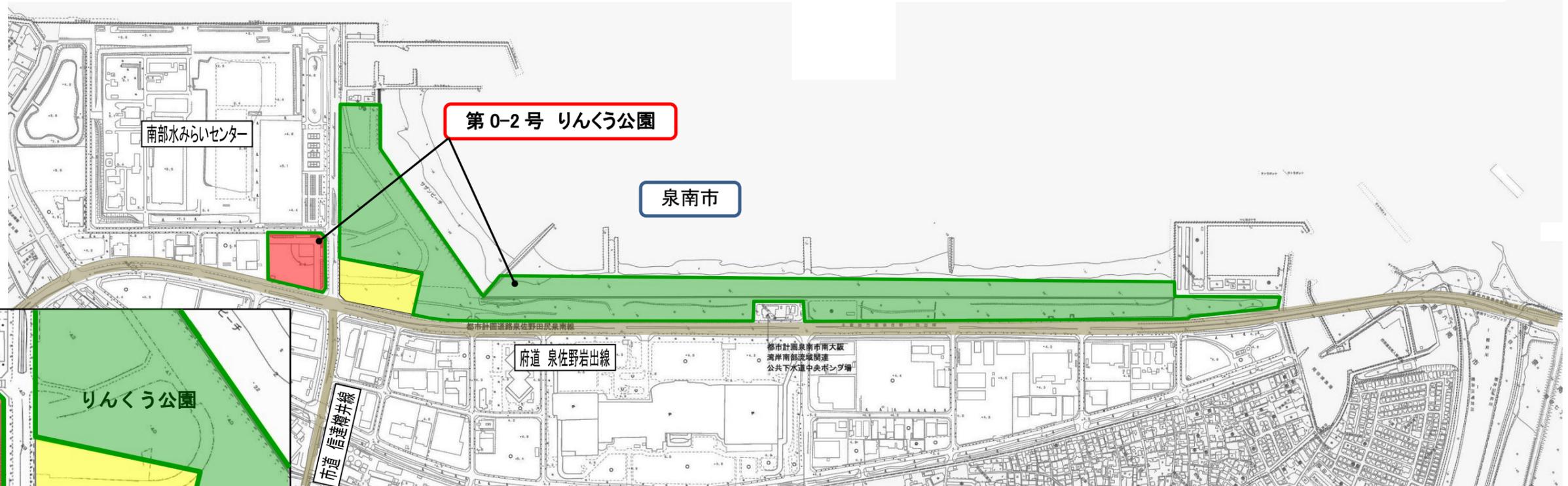
計画図

第 0-2 号 りんくう公園

田尻町

泉南市

田尻町



- 【凡例】
- 変更後区域
  - 廃止する区域
  - 追加する区域

変更の概要

第 0-2 号 りんくう公園

- 一部区域の追加  
追加面積 A= 約 1.2 ha
- 一部区域の廃止  
廃止面積 A= 約 1.2 ha



## 大阪都市計画河川の変更（大阪府決定）

## 【大阪市域・守口市域】

## 1. 変更内容

名 称	延 長	幅 員	備 考
第 1 号 寝屋川北部 地下放水路	約 5,980m	14.5m～ 8.5m	一部区間における立体的な範囲の追加 線形、幅員、延長及び河川管理施設の区 域の変更

## 2. 変更理由

第 1 号寝屋川北部地下放水路について、現況の土地利用状況を勘案するとともに、計画流量の見直しを行った結果、本案のとおり、一部区域において立体的な範囲を定めるとともに、線形、幅員及び延長の変更、並びに河川管理施設の区域の変更を行うものである。

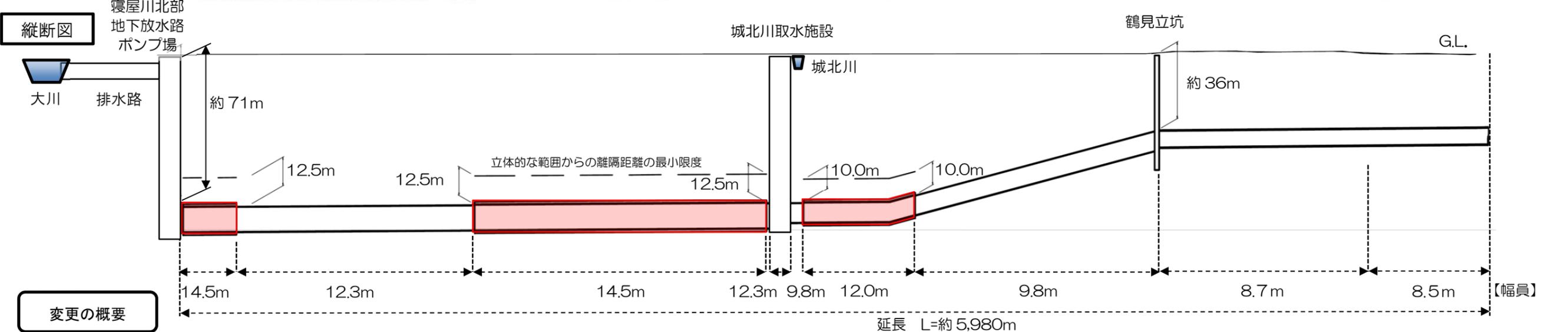
# 位置図

【凡例】

- 変更する区域 
- 変更後の区域 



計画図 1

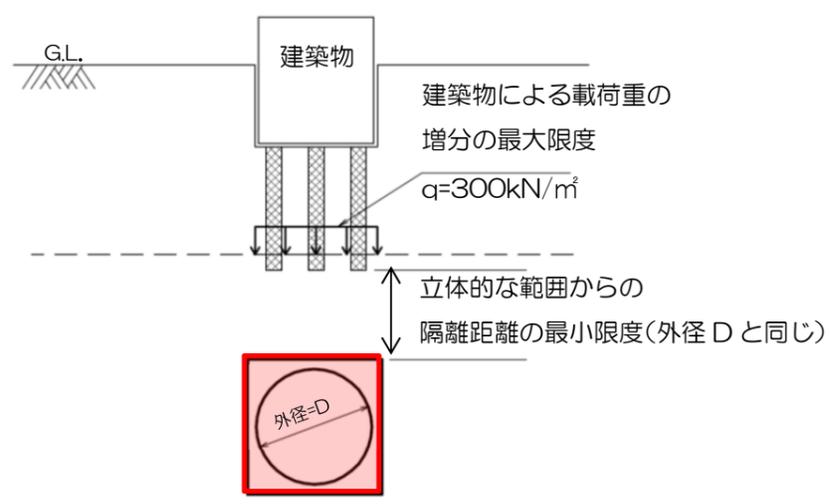


変更の概要

●一部区間における立体的な範囲の追加並びに線形、幅員、延長及び河川管理施設の区域の変更

**【延長の変更】**  
 変更前延長 L=約 6,080m  
 変更後延長 L=約 5,980m

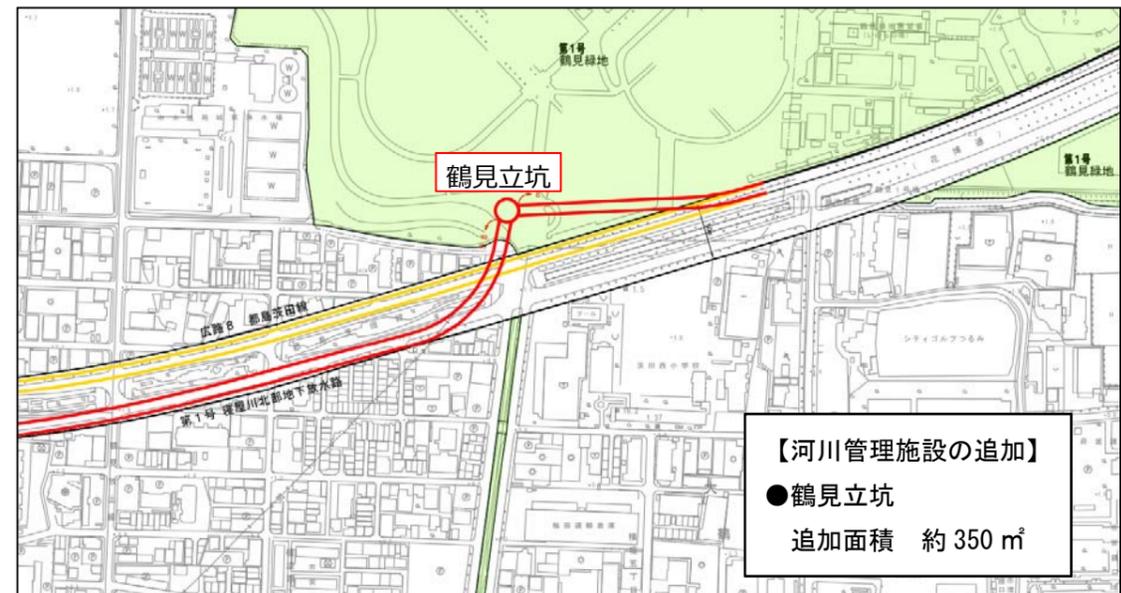
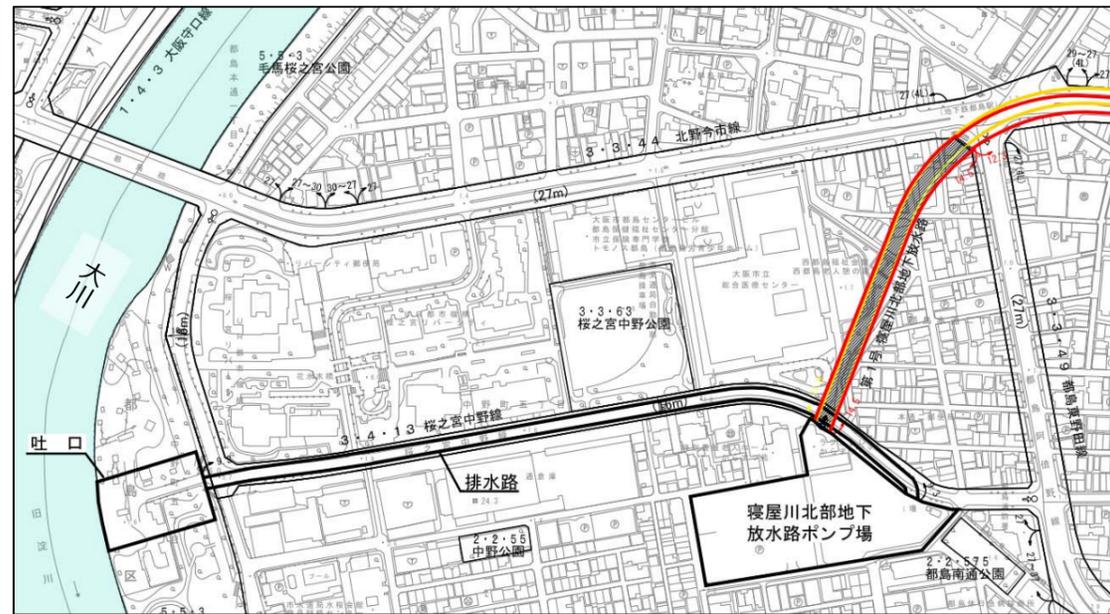
**【幅員の変更】**  
 変更前幅員 11.8~8.5m  
 変更後幅員 14.5~8.5m



**【凡例】**  
 立体的な範囲を定める区域



計画図 2



【河川管理施設の追加】  
●鶴見立坑  
追加面積 約 350 m<sup>2</sup>



第1号 寝屋川北部地下放水路

城北川取水施設



【凡例】  
 変更前の区域  
 変更後の区域  
 立体的な範囲を定める区域

【河川管理施設の区域の変更】  
●城北川取水施設  
変更前面積 約 1,100 m<sup>2</sup>  
変更後面積 約 9,130 m<sup>2</sup>



産業廃棄物処理施設の敷地の位置（枚方市）について

1. 施設の種類

産業廃棄物処理施設

2. 位置

枚方市春日北町二丁目地内

3. 計画内容

施設名	処理能力	備考（処理する廃棄物の種類）
家電リサイクル プラント	186 t／日	廃プラスチック類

4. 理由

家電製品等の廃棄物の適正な処理及び資源の有効利用を図るため、建築基準法第 51 条ただし書の規定により、処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置について、特定行政庁（枚方市）において本案のとおり許可するものである。

5. 参考

区域区分 市街化区域

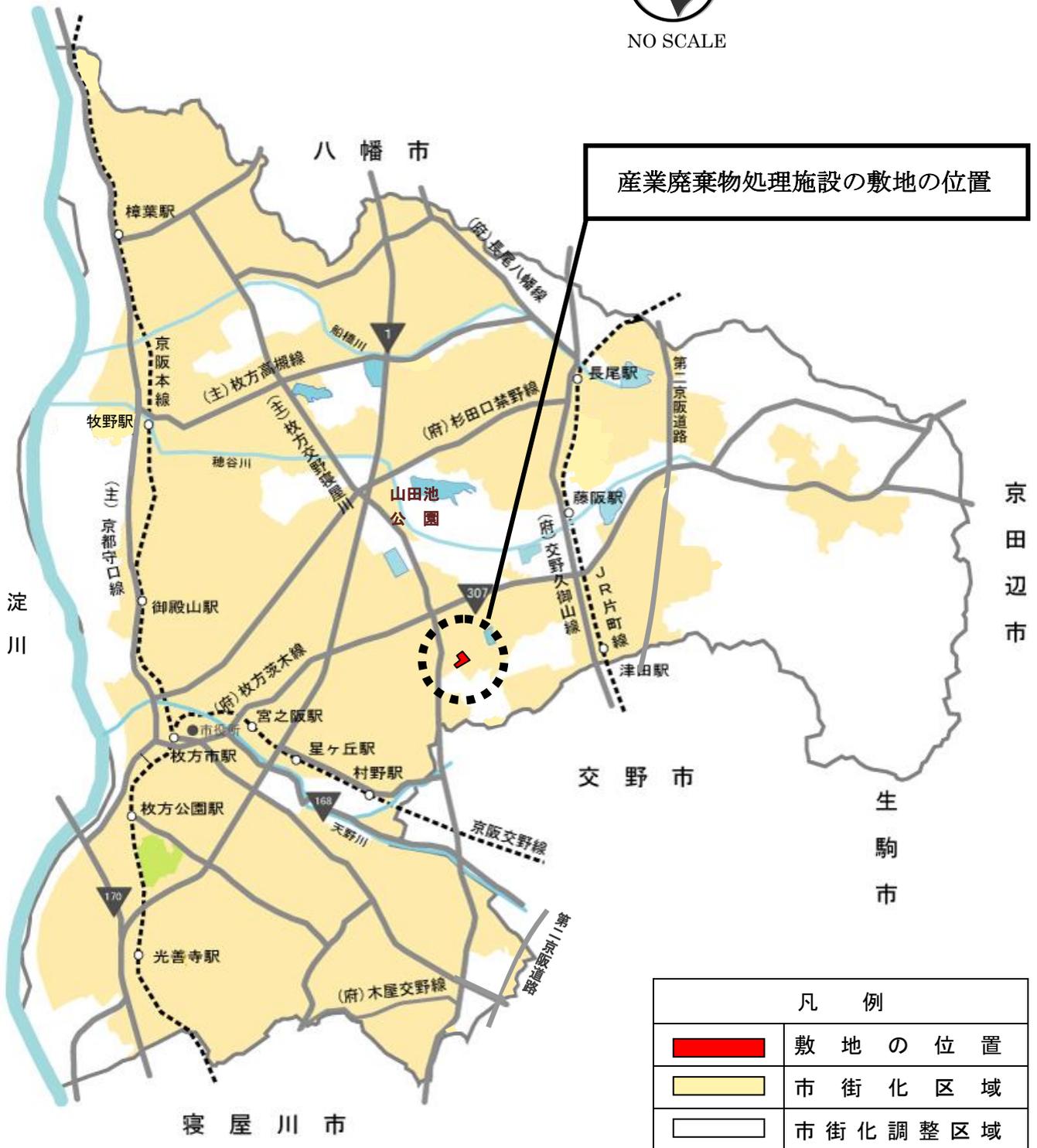
用途地域 工業専用地域

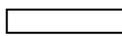
位置図



NO SCALE

産業廃棄物処理施設の敷地の位置



凡 例	
	敷 地 の 位 置
	市 街 化 区 域
	市 街 化 調 整 区 域

計 画 図

